

# 新型コロナウイルス感染症の影響に係る 保険料減免の提出書類チェックシート

- チェックを入れ、ご提出前に必要な書類が揃っているかご確認ください。  
※このチェックシートも申請書と一緒に提出してください。

**減免事由①：新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったときの提出書類**

- 新型コロナ感染症の影響に係る介護保険料減免申請書  
(令和元年度保険料用、令和2年度保険料用のいずれか又は両方)  
※事由発生日以降に納期限が到来する介護保険料が減免の対象です。
- 死亡診断書の写し、医師の診断書の写し、感染症患者医療費  
公費負担決定通知書の写しなど

**減免事由②：新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入又は山林収入の減少が見込まれるときの提出書類**

- 新型コロナ感染症の影響に係る介護保険料減免申請書  
(令和元年度保険料用、令和2年度保険料用の両方)  
※収入減少時期に関わらず令和2年2月1日以降に納期限が到来する介護保険料が対象です。
- 所得課税証明書(令和2年度分) (令和元年中所得)
- お住まいの市町の国民健康保険税の減免(新型コロナに係るものに限る。)の決定通知書の写し  
(任意) ※ この書類を添付頂ければ以下の書類について提出を省略(\*)することができます。  
※ 減少した収入(事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入)に○を付けて下さい。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の収入申告書(様式①)  
(\*省略可)

世帯の主たる生計維持者の令和元年中の収入が分かる書類の写し  
(\*省略可)

- 確定申告書、住民税申告書、収支内訳書、給与明細書、源泉徴収票など

※4/16以前に確定申告等をされた方については、必要ありません。

世帯の主たる生計維持者の令和2年1月以降から提出日の直近の月  
(\*省略可) までの収入がわかる書類の写し

- 収入が確認できる帳簿や通帳、給与明細書、事業主の証明するものなど

【世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合】

事業を廃止又は失業したことを証明するものの写し  
(省略不可)

- 廃業届、離職票、雇用保険受給資格者証など